

災害時における 市の役割・市民の役割に関する提言 (総務常任委員会)

調査の目的

総務常任委員会では、近年頻発する自然災害などから市民の生命を守るためには、市の発する情報が正確に市民へ伝わることはもとより、市民自身が避難などの行動を取ることが重要であることから、災害時に市、市民双方が互いに必要な行動をとり、被害の軽減に資するため「災害時における市の役割・市民の役割」に関する調査を行った。

市に対する提言

1 防災体験機会の拡充について

- (1) 来庁された市民に見て触れていただく機会を継続的に創出するため、市役所本庁舎や支所において、街なか減災・防災体験コーナーと同様の展示を常設すべきである。
- (2) ぼうさい体験パッケージなど、市当局において実施されている取組に VR を用いた災害疑似体験の機会を加えるべきである。

2 子どもの興味、関心を引く防災啓発の拡充について

- (1) 子どもの興味、関心を引く防災キャラクターを製作し、市が行う各種イベントや防災啓発活動での活用を検討すべきである。
- (2) 防災トイレの作り方など、防災に係る情報を市職員がユーモアを交えて発信することは、子どもたちが防災への興味、関心を持つきっかけとして効果的であることから、福島市公式 YouTube ふくしまチャンネルでこのようなコンテンツの配信を検討すべきである。

3 地区防災計画制度の周知について

- (1) 災害対策基本法に基づく制度の運用及び透明性の確保を図るため、地区防災計画の地域防災計画への規定に関する具体的な手続方法に係る要綱を策定し、制度の概要とともに、適切に周知、広報すべきである。

4 わかりやすい地区防災計画の策定支援について

- (1) 杉妻地区防災計画は一部難しい表現が用いられており、計画策定に当たり表現やレイアウトを工夫することが必要であることから、誰もがわかりやすい地区防災計画の策定に資するための調査研究をすべきである。

5 地区防災計画及び地区防災マップの作成マニュアルの作成、公開について

- (1) 計画で定めるべき事項や策定行程を示したマニュアルが作成、公開されていれば、これから計画策定を考えている地域住民の参考となるなど計画策定促進の一助となる。また、地区防災マップについては、自宅、町会、そして小学校区などへとボトムアップ式で作成できるマニュアルを作成、公開することで、家族や町会でのマップ作成のきっかけづくりに寄与するものとなることから、計画及びマップ作成に係るマニュアルを作成し、市ホームページで公開すべきである。

6 地区防災計画策定後における学習の機会の確保について

- (1) 計画が策定された際には、市当局と地域住民が計画を共有する学習の機会を確保すべきである。
- (2) 学習の場は、町内会単位での開催、開催時間帯を複数設けるなど、より多くの幅広い世代の方々が参加できる配慮をすべきである。

7 市民との共創による防災条例の策定について

- (1) 公募市民をはじめ多様な構成での市民会議を立ち上げるとともに、より多くの意見を反映させるべく防災意識に関する市民アンケート調査を実施し、その結果を条例へ反映していくべきである。

8 防災リーダー養成講座の実施について

- (1) 自主防災組織活動支援マニュアルでは、地域においてリーダーを育てる方法が記載されているものの地域のみで育成していくことは困難であることから、本市が主体となった防災リーダー養成講座を実施し、人材の育成に努めるべきである。
- (2) 講座の実施に当たっては、受講の機会を幅広く確保し、特に、若い世代の担い手を育てる観点から、中・高生なども対象とすべきである。
- (3) カリキュラムの工夫により、講座を修了することで防災士の受験資格を取得することができる内容とし、地域における防災士の増加を目指すべきである。
- (4) 自主防災組織の会長は、その多くは町内会長が担っているが、講座修了者が地域の防災アシスタントを担う仕組みづくりにより、町内会長の負担軽減を図るべきである。

9 自主防災組織連絡協議会の設立及び防災活動への支援について

- (1) 自主防災組織連絡協議会の設立及び同連絡協議会での防災訓練をはじめとした防災活動の推進に向け、市当局による支援をすべきである。
- (2) 本市における地区防災計画の策定は、概ね小学校単位で進められており、同単位での自主防災組織連絡協議会の設立推進は、各地域における地区防災計画策定と紐づけて進めるべきである。

10 優良自主防災組織の活動事例の広報手法の工夫について

- (1) 市長表彰を受けた優良自主防災組織の活動内容がしっかりと他の自主防災組織に伝わり、相乗効果による活性化に資するため、現在の掲載方法を見直すとともに、広報手法について様々な媒体を用いるなどの工夫をすべきである。

11 地域防災活動の支援体制の拡充について

- (1) 自主防災組織の活性化を促進するためには、市が橋渡し役となり、専門的な知識、コンテンツを有する団体などを自主防災組織に紹介し、その防災活動にいかしていただく、民間のノウハウを活用する手法も検討すべきである。
- (2) 自主防災組織での防災活動に対するモチベーションを高める取組として、地域特性に応じた防災活動や他の地域では行われていない先駆的な防災活動を提案型で募集し、その取組に係る費用の一部を助成する制度を創設すべきである。

12 避難インフルエンサーの取組について

- (1) 率先避難者を避難インフルエンサーとして各自主防災組織で選任し、災害時に近隣住民へ声掛けいただく取組を推進すべきである。
- (2) 取組は善意に基づく活動であり、緊急の際には避難インフルエンサー自身の避難行動を優先させるべきものであること、また、呼びかけができなかったことに対して責任が生じないように留意すべきである。

13 家族からの緊急避難連絡の取組について

- (1) 一人暮らしの高齢の方や情報収集が苦手な方の家族に本市が発信する災害情報を登録いただき、避難情報などが発令された際に連絡いただく取組を推進すべきである。

14 危険の切迫性の伝達手法について

- (1) 市長自らの避難の声が避難トリガーとなった事例があることから、このような取組や危険の切迫性を伝えるため避難の呼びかけを命令調とするなど、災害時には人々の感情に訴える伝達手法を採用すべきである。
- (2) 発信する情報をシンプルでわかりやすいものとする工夫をすべきである。